

令和 6 年 1 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年1月31日（水）午後1時30分から午後4時30分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 23人	1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
	3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
	5番	中川 敦	6番	久保 節夫
	7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
	9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
	11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
	13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
	15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
	17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
	19番	橋本 実嗣	21番	塩原 至
	24番	上條信太郎	25番	林 昌美
	26番	瀧澤 和子		

(2) 推進委員 14人	推2番	中野 千尋	推3番	大澤 好市
	推4番	梶原 知子	推5番	松田 和久
	推7番	平林 哲	推8番	松下 秀一
	推10番	中平 茂	推11番	田中 孝人
	推12番	堀内 俊男	推13番	北野 喜八
	推15番	長崎 作夫	推16番	齋藤 知彦
	推17番	中澤 一海	推18番	奈良澤 治

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人	20番	倉科 孝明	22番	三村 晴夫
	23番	二村 喜子		
(2) 推進委員 4人	推1番	西村 博	推6番	赤羽 武史
	推9番	田中 武彦	推14番	山崎 和男

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第216～222号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……（議案第223号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第224号～第229号）
- エ 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見の件……………（議案第230号）
- オ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第231号～第233号）
- カ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第234号～第241号）

キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

……（議案第242号～第245号）

(2) 報告事項

ア 非農地証明の交付状況

イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

エ 農地法第5条の規定による届出の件

オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和5年農地賃貸借料に関する情報提供について……………（議案第246号）

(2) 協議事項

ア 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（非農地判断済土地の農用地区域からの除外）

イ 松本農業振興地域整備計画の総合見直しについて

ウ 令和5年度利用意向調査結果について

(3) 報告事項

ア 能登半島地震義援金の募集について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	村山 育朗
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	麻生 沙絵
		//	主 事	田中 瑞恵
		//	主 事	加藤 悠希
	農 政 課		課長補佐	板花 賢治
		//	主 査	望月 優
		//	主 事	中村 愛佳
		//	主 事	城生 涼風

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 11番 窪田 英明 委員

13 会議の概要

議長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

初めに、議案第216号 農用地利用集積計画の決定の件ですが、本日、倉科委員、二村喜子委員が欠席のため、216、218、220号も併せて上程いたします。

議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

今月の新規就農者は、個人の方3名いらっしゃいます。

まず、1番、〇〇〇〇さん、別冊議案の2ページ、19番に該当いたします。住所地は旧市の埋橋、農地所在地は入山辺地区、3筆、13.4アールを借入れ予定です。出荷等を行う営農の就農目的として、栽培予定はブドウ、出荷先はJAを予定されています。販売量は500キログラム、販売額で約50万円を見込んでいます。農業従事者は本人と配偶者の2名、技術や知識は土地の所有者から直接指導をいただいて習得される予定です。署名は入山辺地区、武井農業委員及び旧市地区の小林農業委員にいただいております。

続きまして、2番、〇〇〇〇さん、ページは2ページ、25番です。住所地、農地所在地ともに本郷地区、1筆、6.4アールを借入れ予定です。出荷等を行う営農を就農目的とされ、栽培予定は水稻、出荷先はインターネットショップ、朝市、直売所を予定されています。販売量は100キログラム、販売額で5万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人と配偶者の2名、本郷地区で既に8年間、1ヘクタールほど水稻と野菜を栽培されています。署名は本郷地区の柳澤農業委員にいただいております。

最後に、3番、〇〇〇〇さん、14ページの34番にございます。住所地、農地所在地ともに里山辺地区、4筆、47.4アールを借入れ予定です。出荷等を行う営農を就農目的とされ、栽培予定はブドウ、出荷先はJAを予定されています。販売量はブドウ2種類で合計3万7,000房、販売額で500万円ほど見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人のみ、山辺地区で3年間ブドウの栽培経験がありまして、長野県認定里親の下で技術を習得されました。署名は里山辺地区の中川農業委員と中野推進委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
それでは、地元の委員方から補足説明をお願いします。
入山辺、武井委員、お願いします。

武井農業委員

最初の〇〇さんですが、会社を定年退職なされたそうでございまして、第二の人生を農業にということで、以前から知り合いの入山辺の西桐原にお住まいの〇〇〇〇さんのブドウ園をお借りし、なおいろいろな機械等も〇〇〇〇さんから借りるとともに、栽培指導も受けて、農協へブドウを出荷したいということでございますので、多いに期待をしているところでございますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。
じゃ、〇〇さん、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員

〇〇さんは、既に水稻、お米については、洞の、ちょっと北洞少し山に入ったところがずっと谷沿いに水田が耕作放棄されているというか、手の入らないような状態になっているところを8年前に2アール、3年前に5アールほど借りて、ただ借りるといっても、どうも地主さんと口約束で、賃貸契約のようなものは特に結んでなくて、使っていいよということということでやってきて、そのお米作りも、基本的には農薬や、それから化学肥料を使わないでやるという形で、いろいろこの8年間というのは実験的にいろいろなお米の作り方をやってきているようです。ただ、ご本人は非常に熱心で、今回改めてもうちょっと里に出てきたところというか、そこに6.4アールの、これも実はここの水田は3年前から私が借りていたところだったんですね。でも、お米を作りたいと言うんで、じゃそこのところを〇〇さんに任せて、そしてやってもらうという予定であります。大変熱心な方なんで、ご本人はもう少し広げたいという意向を持っているようですけれども、なかなか一度には難しいということで、取りあえず今回、ここの本郷地区の6.4アールの水田で少しお米作りをしていきたいと、こういうことのようにです。

議 長

ありがとうございました。
それでは、里山辺、〇〇さんを中川委員。

中川農業委員

里山辺の〇〇〇〇君です。ここに書いていますように、里山辺地区にて3年間ブドウ栽培経験ありますが、この3年間というのは、松本市新規就農者育成対策事業、この3年間が昨年度の10月で終了したということです。その3年間のうちの2年間で長野県認定里親制度、これを利用したということでございます。里山辺地区の若手のホープでございます。先ほど販売500万円を目指すというふうなお話でしたが、これじゃ所得レベルでは250万円ぐらいにしかならないので、そんなんじゃ駄目。販売1,000万円を出せ、こういうふうなことで頑張ってもらっているところでござ

います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、農政課から議案の説明をお願いします。

城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いします。

すみません、本日の議案、差し替えさせていただいているんですが、面積のほうに少し訂正がありましたので、別冊資料を全部差し替えということでさせていただきます。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

それでは、議案の説明のほうに入ります。

着座にて失礼いたします。

１ページ目、５－（１）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第２１６号です。

合計のみ申し上げますので、１４ページをご覧ください。

合計申し上げます。

一般、筆数１１５筆、貸付け６６人、借入れ５２人、面積１７万４，４２６平米。

利用権移転、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，０００平米。

所有権の移転、筆数４筆、貸付け３人、借入れ２人、面積４，４５７平米。

第１８条２項６号関係、筆数３筆、貸付け３人、借入れ１人、面積８，１７３平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数１２５筆、貸付け７２人、借入れ１人、面積２３万２，５０９平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数１２２筆、貸付け１人、借入れ３９人、面積２２万７，９５７平米。

合計、筆数３７０筆、貸付け１４６人、借入れ９６人、面積６４万９，５２２平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数１６６筆、面積３２万８５９平米、集積率は７７．７７％です。

議案第２１６号は以上になります。

続きまして、資料１５ページ、議案第２１８号です。

合計のみ申し上げます。

合計、一般、筆数４筆、貸付け１人、借入れ１人、面積６，９０６平米。

利用権移転、筆数２筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，４１５平米。

合計、筆数６筆、貸付け２人、借入れ１人、面積９，３２１平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は１００％です。

議案第２１８号は以上です。

続きまして、次のページ、１６ページ、議案第２２０号です。

同じく合計のみ申し上げます。

合計、筆数３筆、貸付け１人、借入れ１人、面積６，２６４平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第220号は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして全委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象にいたします。
議案第216号、218号、220号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第217号 農用地利用集積計画決定の件について上程
いたしますが、本件は委員の関係する案件になりますので、農業委員会法
第31条、参与の制限の規定により、橋本委員には退室をお願いいたしま
す。

(橋本農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第217号です。
15ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,009平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率はゼロ%です。
議案第217号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして全委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第217号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方

の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
橋本委員の入室をお願いいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第219号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、上條委員には退室をお願いいたします。

(上條農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第219号です。
16ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積7,192平米です。
議案第219号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第219号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
上條委員の入室をお願いいたします。

(上條農業委員 入室)

議 長 続まして、議案第２２１号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、太田委員には退室をお願いいたします。

（太田農業委員 退席）

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第２２１号です。
１７ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数２筆、貸付け１人、借入れ１人、面積４，１６８平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は１００％です。
議案第２２１号は以上です。

議 長 それでは、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第２２１号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

（太田農業委員 入室）

議 長 続まして、議案第２２２号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

（丸山農業委員 退席）

議 長 説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第２２２号です。

同じく１７ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積１，３１２平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は１００％です。

議案第２２２号は以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、全ての委員お方にお伺いしますが、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第２２２号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長

続きまして、議案第２２３号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

それでは、議案第２２３号です。

合計を申し上げますので、２０ページの合計欄をご覧ください。

借入れ６５名、筆数１２７筆、権利設定面積１８万９，６７８平米、対して借入れ８名です。

以上の案を農地中間管理機構へ要請いたします。

よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第223号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第224号から229号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、6件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
麻生主任。

麻生主任

農業委員会事務局の麻生です。
着座にて失礼いたします。
それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第224号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第225号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第226号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第227号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第228号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
次のページへ行っていただきまして、議案第229号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
参考資料として、新規就農者の情報を3ページの参考資料に掲載しております。
こちらの参考資料について訂正がございます。掲載の議案番号は、〇〇さんが223番とありますが224番、〇〇さんが227番とありますが228番となります。内容に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。
以上6件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議をお願いいたします。

議長

ご苦労さまです。
地元委員の方のご意見をお願いします。
224号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員

それでは、位置図の関係、2ページを見ていただきまして、場所は松本空港線のこの図面からいきますと左側に長野道が走っておりまして、それからずっと右のほうへ行くと下二子橋というような場所で、ちょうど近くにはグループホームとかお医者さんが何軒か、3軒ほど固まっている地区でございます。

この〇〇さんは、ちょうど譲渡人の〇〇さんのおうちが実家ということで、ちょうどご自分の〇〇さんのうちのちょうど隣を借りて、今まで家庭菜園として使っていたということでありまして、そうはいっても、実家の土地といっても自分のものじゃないものですから、譲ってくれと言ったら、81平米しか駄目だということで、狭い、ちょっと自分のうちの宅地に接した細長い土地になりますけれども、それを取得したいということでもありますので、その隣の土地、全く〇〇さんと一緒に家庭菜園栽培しておりますので、今までもずっと家庭菜園として使ってきたという内容でありますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

225号、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員

今回手放すほうの〇〇さんですけれども、現在会社勤めをしていて、旦那さんが昨年亡くなったということを聞きました。ということで、耕作ができないものですから、〇〇さんということで、この農地は〇〇さんが長年耕作されていた土地だということで、また〇〇さんのお宅の道を挟んだすぐ下の土地だものですから、特に問題はないかと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

226号、太田委員、お願いします。

太田農業委員

譲渡人の〇〇〇〇〇さんが、もう農地の管理ができないということで、親戚筋の〇〇〇〇〇さんに農地を売買によって権利を移管するということです。問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

227号、里山辺なんですが、武井さんのテリトリーということで、武井さん、お願いします。

武井農業委員

〇〇さんですが、ちょっと体の具合が悪くて耕作ができないというところ、隣接で耕作している〇〇〇〇〇さんに所有権を移転するというものでございます。〇〇さんは両親と奥さん、4人で水稻、ブドウ、野菜、花卉と複合経営をしておりまして、入山辺でも有数の農家でございます。経営規模を拡大するものでございますので、農地保全の観点からも問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

228号、中條委員、お願いします。

中條農業委員 ２２８ですが、場所はうちからすぐ、歩いて５０歩ぐらいのところなんですけれども、譲渡人の〇〇さんは東京在住で、今までその農地は草刈りだけしていた農地で、もうずっと何年も耕作はしていなかった土地です。管理できないということで、〇〇さんが買うわけですが、その畑のすぐ横に自宅がありまして、そこで農業をやりたいと。〇〇さん夫婦は教員でありまして、土日の農業しかできないということなので、新規就農者のところにも書いてあるんですが、自家消費を中心とした農業ということで、ぜひやりたいということを言っていましたので、問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
２２９号、久保委員、願います。

久保農業委員 〇〇〇〇さん、穂高にいらっしゃいますが、この〇〇さんも受取人の〇〇さんもみんな親戚関係です。譲るほうの〇〇さんのほうが子供さんもいなくて、あと何もできないということで、〇〇〇〇さんのほうに全部あげるからやってくれということで、実質的には大分広い土地になりますので、大変だけれども、いろいろ事情があって、青地ですのでやらざるを得ないということで、何とか頑張るということですので、願いました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、全体の中を勘案して全委員の方に伺いますが、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第３条の規定による案件、６件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆さんに伺いますが、議案第２２４号から２２９号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第２３０号 農地法施行規則９５条の該当の有無に関する意見の件、１件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 農業委員会事務局、加藤です。

着座にて失礼いたします。

議案書の４ページをお願いいたします。

議案第２３０号です。農地法施行規則第９５条の該当の有無に関する意見の件について説明いたします。

こちらは、波田に住む〇〇〇〇さんが、自身の所有地に隣接した国有農地を買い受けるものです。

〇〇さんは、農地法第３条第２項各号には該当しないため、農地法施行規則第９５条で定める国有農地の売払い相手方に該当すると判断しております。

よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

国営農地を払い下げる資格があるかどうかということです。

じゃ、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 写真の６ページ見ていただきまして、場所は和田のライスセンターからハイランドのスイカ共選所に向かう途中にございます。〇〇さんはスイカ農家でございます、スイカ農家の中でも、もう中心的人でありますので、耕作する隣が国有地ということでもありますので、その売買については問題ないかと思えます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、全体を通して委員の皆様、何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法施行規則第９５条の該当による案件、１件について集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第２３０号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第２３１号から２３３号 農地法第４条の規定による許可申請承認の件、３件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

議案書の５ページをお願いいたします。

議案第231号、転用目的、農業用倉庫、通路です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第232号、転用目的、営農型太陽光発電施設です。なお、本日定例総会を欠席されている梓川地区、倉科農業委員から現地確認の結果について伺っておりますので、後ほどご説明させていただきます。

続いて、議案第233号、転用目的、住宅敷地（通路）です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。

231、細江委員。

細江農業委員

231号ですけれども、申請人の〇〇〇〇さんはカーネーションを専業で経営している方であります。写真の8ページですけれども、場所は芝沢小学校の北側になりますけれども、下の写真で囲ってあるところまでで、実は5条のほうの申請で息子さんが別棟住宅を、長男の別棟住宅を建てるという申請で、測量したときに、こちらが農地になっているということが分かりまして、それで現在、カーネーションの選別とか、道具を置いたりかして使っているところで、お父様が増築されて建てられたということです。カーネーションを作るのに必要な場所ですし、必要な道具とかありまして、家の続きですので、ぜひ必要なんで、追認でお願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございます。

先ほどお話もありました232号、事務局から細部について説明をお願いします。

加藤主事。

加藤主事

議案第232号ですが、倉科委員から現地確認の結果について伺っております。

今回、〇〇〇〇さん所有の農地5筆、8,997平米のうち2,57平米を営農型太陽光発電施設として2回目、また増設した一部は1回目となる3年間の一時転用許可の更新に係る申請です。

場所は氷室地籍で、丸山菓子店舗やアメリカンドラッグのある氷室交差点から北西150メートルほどの水田地帯の一角になります。パネル下には栽培されているコケがシートをかぶされて養生されており、当該農地自体は全面防草シートで覆われているなど、適正に管理されておりました。

また、直近の収量について確認したところ、平均収量を上回る状態であり、要件等の不備もないことから、本件における一時転用更新についてはやむ

を得ないものと考えております。

以上となります。

議 長

ご苦労さまです。

233号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 昨日、推進委員の方と現地を確認してきて、写真を見ていただく、10ページなんですけれども、写真を見ていただいて、場所は波田の駅の近くということであります。それで、〇〇さんが新築するに当たって、この場所に土を盛り上げていたということであります。そして、左側のうちが〇〇さんのうちであります。その上に畑、家庭菜園よりちょっと広いぐらいの畑がございまして、そこに農機具等を通路として使いたいということで、一応畑になっておりますが、機械の搬入等の通路ということで、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた委員の方からご意見を伺います。

塩原秀俊委員、3つお願いします。

塩原（秀）農業委員 まず、231号の関係なんですけれども、この8ページの写真と13ページにある236号の關係の写真を見ていただければ、ちょっと一目で分かるんですけれども、先ほど地元委員のほうから説明あったように、隣に住宅を建てるということで、ここが農地であることが判明したというように言われましたけれども、この後ろの建物も実は農地の上に建たっているということで、白い線で入っているの、前の駐車場だけではなくて、後ろの建物も該当地に入っています。その後ろの建物は、昭和45年より前には鳥小屋であったということで、今の農振かいろいろ区分けする前から、ここは建物が建たっていたという本当の特例の条件の中だと思います。また、そういう中で、そこを改装して、そのままが現在に至ったということです。ので、悪意とかいろいろないので、追認のほうで承認をいただければと思います。

それから、232号の關係ですけれども、この営農型太陽光は、もう3年がたちまして、2回目の更新となるということで、もうコケのほうもうまく順当にいつているように見えましたし、それから草も全然生えてないということで、管理もしっかりされていたので、問題ないかと思います。

それから、233の波田の關係ですけれども、写真を見ていただければ分かるんですが、本当に狭い範囲ということで、これ、水路か何か、通路か水路か何かがあって、その部分が宅地に変えられなかったのか、家を建てた時点では、まだここに用水路で水が流れていたのか、道路として使われていたのか、ちょっと分からないですけれども、これが農地として残ってしまったということなので、これも追認として承認いただければと思いま

す。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、委員の方、何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いします。

じゃ、久保委員、お願いします。

久保農業委員

この太陽光の件、ちょっとお聞きしたいんですけども、よくこの道を私、毎週通っているんで、前だか会って、それで倉科委員にお聞きしたら、コケを作っているということで、ただし、その頃、３年前の認可のことは、自分たちやってなかったから、いきさつは知らないということだったんですが、全然問題ないということですね。コケがどのくらいで、どうのこうのということは、今、細かいことをお聞きはしたくないんですが、コケって珍しいもんですから。

加藤主事

では、私から回答させていただきます。

久保委員のいただいたご質問で、当初、営農型太陽光、今回は更新に係る申請なので、当時の申請、一番やり始めたときの１回目の新規での申請のときに問題はなかったのかどうかというお話でしょうか。

久保農業委員

一応そういうことも踏まえて。珍しいものを作る、要するに前の実績がどうのこうのっていうのは、常に太陽光、営農型やるときには問題になるはずだから、以前コケは作ってなかったんじゃないかなと。ただ、倉科委員はそれは知らなかったと言っていますので、事務局としてはどういういきさつでこういう話になってきたかということ、概略で結構ですけども。

加藤主事

久保委員のおっしゃっていただいた当初なぜコケが始まって、周辺でコケは多分育ててなかったはずなので、珍しいものを取り入れたなというところで、どういういきさつで太陽光の一時転用、営農型として下部でコケを育てていたか、どういうものだったのかという質問で大丈夫でしょうか。

久保農業委員

はい。

加藤主事

当初は、平成３０年、前回は令和３年の更新なので、その３年前の頃から始まっているものです。

おっしゃっていただいているとおり、まずコケの栽培に関しては、近隣の栽培実績というものはありませんでした。当時もなかったと思います。先行事例についてとか、知見を有する者の意見とか、最初始めたところと現行の営農型太陽光の許可に関する法律って、ちょっとずつやっぱり変わってきてはいるんですが、当時も先行事例必要になっています。先行事例、近隣の栽培事例は、新潟県のコケの栽培の協会さんだとか、そういった関

係で出してもらっています。現在に至るまで、知見を有する者の意見というのも、そちらから出していただいているようです。

久保農業委員 このコケの用途は何ですか。ご参考ですが。どうぞ。

議 長 ちょっと待って。
じゃ、そこでちょっと柳澤委員。

柳澤農業委員 いや、同じこの議案番号なんですけれども。

議 長 じゃ、その質問事項、ちょっと言ってください。

柳澤農業委員 同じ議案番号なんですけれども、これ、許可日から3年間ということで、これ、3年間というのは、この太陽光発電施設そのものに対する期間ということじゃなくて、ここの作物に対する期間なんです。それがちょっとよく分からなかった。

加藤主事 では、期間についてお答え先にしても大丈夫ですか。

議 長 ええ。じゃ、その期間の問題、あと上條委員から学識経験者言います。お願いします。

加藤主事 更新の期間については、営農型太陽光の正式名称にもなりますが、営農型太陽光発電施設の一時転用というのは、営農型発電施設の農地に設置される支柱とか、あとは関係する電柱とかいったものの面積が転用の面積になりますので、今回も2,571平米の転用になっております。

その転用部分に対しての一時転用の期限が3年ごとで更新なので、下部の営農についての期間というわけではなくて、あくまで農振農用地等に設置される転用の許可基準の一時転用の範囲内が農地法で3年以内と定められていますので、それに準じた更新期間になっています。

柳澤農業委員 そうすると、この太陽光発電施設がずっと続く限り、3年ごとにそれを、申請を繰り返していくということになるんですか。

加藤主事 はい、おっしゃるとおりです。

柳澤農業委員 ありがとうございます。

議 長 じゃ、それで用途の関係、まず事務局からお願いします。

加藤主事 コケの用途、何に使っているのかということについて、まず事務局からお答えさせていただきたいと思います。

営農型太陽光については、法令で1年ごとに状況報告定められておりまして、出荷の状況だったりとか、地域の平均的な収量の8割を超えているかなど確認しております。その中で、伺っておりますコケの用途ですが、まずケースごと出荷したりとか販売するもの、あとシート状にして出荷したり、贈答したりするもの。シートについては、お庭のためとか、いろいろな用途で使われているそうなんです。防草シートを皆さん張られると思うんですが、防草シートでただ張っちゃうと真っ黒になっちゃうから、その緑化のために、防草シートとコケのシートを組み合わせると、防草シートを張った上で緑化ができるという商品になるらしくて、そのような用途でも出荷しているとのことでした。残りは栽培用の種に回したりしていると伺っております。

以上です。

議長 上條委員、それで、こっちのほうで。あと参考意見お願いします。川村補佐。

川村局長補佐 すみません、では補足で。

まず、コケの状況なんですけれども、新潟という話があったんですが、そもそも京都とかでもやっているようでして、営農型太陽光のメリットというところがあるんですけれども、まずコケは当然日陰をつくってあげなければいけないと。そういった中で、簡易的な施設、あるいはシートとかをやった場合に、非常に風に弱いということが実証されていまして、固定的な営農型太陽光は理想だというように聞いております。

また、日照の関係で、少し日照が入っただけで大分率が悪くなっちゃっていて、悪いときには、もう半分を切る。平均でも70%くらい簡易的なものでは廃棄せざるを得ないという状況がございます。

ただ、ここの梓川の営農型太陽光につきましては、年々改良もしているんですが、まずもって先ほど申し上げているように、頑丈な状態のところだもので、風や日光を遮るということに適していると。それと、最近は散水をうまく回すように固定して散水をするということで、大分改良も加えてきていると。先ほど担当からも申し上げまして、そういう当初はパレットというか、1つのケースですか。ケースで作っていたんですけれども、これだと効率が悪いということで、マット状のものにして、マットだとロール状にして出荷ができると、そういった利点もありまして、先ほどの観賞用というもののほかに、ビルの上、屋上の部分に使ってみたり、イベントとかのものにも使っていると。コロナ禍明け、大分需要も伸びてきているというようにお聞きしております。

以上でございます。

議長 今が公式で、参考で、じゃ上條委員、お願いします。

上條農業委員 このコケが使われるようになったのはもうずっと前です。ガーデニングブ

ームがもう十数年、都会を中心に無機質なところに有機的なものを置いて、いろいろな意味で生活するような庭をですね、大きい、小さいではないんですね。それが始まっておりまして、梓川の事例は遅いほうです、はっきり言って。梓川のこのコケは、市場としては多分F A J、フラワーオークションジャパンに一番出ていると思います。

それで、どういう方法で栽培するかについては、当初は小さい単位ですから箱でよかったんですけども、もう今は大きなロール状にしたりして、大量に出していくと。それで、うまくやればすごくもうかりますよと。細かいことは、全く農薬を使わないというわけじゃないんですけども、私もしょっちゅう行って、あっこをやりたいなってしょっちゅう思っているくらいですのであれですけども、とにかく、今話がありましたように、都市計画の中に今、緑化が完全に入っていて、その中に、屋上に、ビルの上に木を植えたり、その下にコケを植えたり、池を造って、米を作っているところ、六本木ヒルズの上で米作っていますからね。そういうところに付随するような格好で、コケもすごく重宝されていると。

京都はもう庭師たちがやり切れないですよ。コケも何十種類あって、特殊なコケがいっぱいありまして、また勉強していただければ、自分の庭をそういうふうにやってみたら楽しいところです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

公式見解と学術的見地からの今、そういう話ですが、これに特化した中で、加藤主事、用途と収支、先ほど収入が標準的な８割という話もされたんですが、その細かいデータ出るものなら、ちょっと太陽光は別として、そのコケ自体というものを知るという意味と現状を把握するという意味から、収支の関係と用途の関係を出せる範囲でまた次回の定例総会あたりに出してもらって、またそれぞれ、太陽光が果たしてね、のスタンスは別として、ちょっとその辺、また参考にして、できる範囲でまた皆さんのほうに提示していただければと思います。

この案件、この３つ、何かほかに質問、意見ありますか。

じゃ、上條さん。

上條農業委員

今日、ちょっと久方ぶりに出てくるもので、東山部のね、記事に載っていたけれども、向いているところはね、西日が早く落ちるところ。西日が一番強烈で、それで林で湿気が常に山から１年中緩やかになっているところ。そういうところですよ。コケ、いろいろな種類によって違うけれども、一番は京都のあっちのほうにあるそういう庭師をやっているところに聞けば、どこの学術で調べるより一目で分かります。もうかりますよ。どのくらいもうかるかは、フラワーオークションジャパンに聞けばすぐ分かります。

議長

後段の話は聞いておいてくださいね。

それと、１つ、ちょっと８ページ、この現地の８ページの関係で、先ほど

現地見ていただいた塩原委員もおっしゃったんですが、今回は建屋のないところが4条の該当であって、建屋のあるところは、昔、鶏が建っていたというところの経過なんですか。その辺、片方は非農地証明でいって、こっちはそうじゃない。ちょっとそこを説明してください。

加藤主事

すみません、議案の第231号の農業用倉庫と通路について、事務局から追加で、ではご説明いたします。

こちらの倉庫については、塩原委員におっしゃっていただいたとおり、建設自体はかなり古いもので、それを引き続き農業用倉庫として使っているというものです。

今回の追認に関しては、すみません、ちょっと写真が非常に見づらくなっている理由が、前の道がすごく狭くて、もう引きの写真が全然撮れない。この手前に三角形の黒い部分あるんですけれども、こちらは道路で、そこから奥に入っていく形で、通路部分と農業用の倉庫が今回の申請地として伺っているものです。なので、線がちょっと農業用倉庫にかぶってはいるんですけれども、農業用倉庫も含めた追認の申請になっております。

経過としては、それも併せて農地法上は1本の申請になっておりますが、建築物がいつ建ったかというのは、おっしゃっていただいたとおりですが、こちらの適法性については、松本市でいうと建築基準法、都市計画法の管轄部署である建築指導課に確認をというふうに案内をし、新築の申請と併せて出ているものなので、問題がないものとして捉え、今回の申請につながったものです。

以上です。

議 長

はい、了解。これもやはり建物を含めた中での4条ということですね。

加藤主事

そうです。

議 長

それと、すみません、それをちょっと勘違いしました。

普通、事務局で一番ちょっとコンタクトを取りながら話はいいいんですが、その線引きの前の建物を建っていたということで、よく非農地証明という手続も出てくる可能性があったんで、変更かやと思って、そうじゃなくて、全部これでいくということですね。

じゃ、川村補佐。

川村局長補佐

では、ちょっと補足させていただきます。

通常、もう昭和45年に建っているという形だったら、確かにおっしゃる通り非農地証明でいけるんですけれども、立証ができない。例えば、建物登記がされてないとか、あと確かにそこに45年に建たっていたという立証ができない場合は非農地証明ができない。つまり、今回のものは、45年のものが立証ができなかったから、追認という方法しかできない。おっしゃったように、通常ですと、非農地証明になるかと思います、立証が

できれば。こんなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長　　すみません、そういうことで、もし疑問があつたら、事務局に相談してもらえば、それが第一なんです、そういうことの中で、4条の關係で追認案件だということでお願ひします。僕も整理がちょっと不十分でした。

それでは、じゃこの3件について、ほかに何か質問、疑問点あつたらお願ひします。

[質問、意見なし]

議長　　じゃ、ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、3件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆さんに伺ひますが、議案第231号から233号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議長　　ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、234号から241号　農地法第5条の規定による許可申請承認の件、8件について上程いたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

加藤主事。

加藤主事　　議案書の7ページをお願ひいたします。

議案第234号、転用目的、駐車場です。

議案第235号、転用目的、砂利採取です。許可日から令和6年12月24日までの一時転用となっております。

議案第236号、転用目的、住宅です。

議案第237号、転用目的、駐車場です。

議案第238号、転用目的、特定建築条件付土地です。

議案第239号、転用目的、事務所です。

議案第240号、転用目的、住宅です。

議案第241号、転用目的、作業所敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の要件を満たしていると判断しています。よろしくお願ひいたします。

議長　　ありがとうございます。

それでは、地元の委員の方からご意見を伺ひます。

234号、小林委員、お願ひします。

小林農業委員 つい3日ほど前に現地を見てまいりました。この土地は、位置図の11ページにあるように、県道に面していて、畑としても整備をされておりました。内容をお聞きすると、地主さんは第三者にお貸しをしていたんだけれども、それをまた貸せる、あるいは売却を考えているということで、その第三者の方から土地を返していただいて、畑として整備をされていたということでございます。先ほど事務局から言ったように、目的が駐車場ということでございますので、やむを得ない事情だなということで見てまいりました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、235、河野委員、お願いします。

河野農業委員 写真のほうで見ますと、12ページのところになりますが、12ページのところに、上の写真でいいますと、縦に高速道路があり、その横ということなんですが、この白い丸のあるところの下側ですね。南側といいますか。そのところは今現在、一時転用で砂利採取を行っているところです。その隣接のところになりますので、特に周りの影響はないだろうということでございます。

この○○○○○○○○○○は、砂利採取でこの近辺で幾つもやっていますけれども、いわゆる復旧なんかの関係もきれいにやっているし、特に問題は生じてないんで、大丈夫かと思えます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
236号、細江委員、お願いします。

細江農業委員 236ですけれども、先ほどの231で追認いただいた隣になります。○○○さんの長男の別棟住宅ということでいただいております。それで、先ほどの地図の13ページにあります。ということなので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
237、寿、河西委員、お願いします。

河西農業委員 14ページの資料になります。住宅地にある細長い取り残されたような農地なんですけれども、これ、奥に田んぼがありまして、そこが続いているところになります。もともとは多分、馬入れ、機械の搬入出のために残しておいたところだと思うんですけれども、現在、その奥の田んぼは別の田んぼから問題なく機械出入りしていますので、特に転用しても問題はないところだと思います。

議長 ありがとうございます。
238、中條委員、お願いします。

中條農業委員 238ですが、この特定建築条件付土地ということで、これ、ちょっと調べたんですが。建て売り分譲の場合に限り転用が可能ということだと思うんですが、これ、先ほどの3条の〇〇さんの買われた土地の隣です。写真見ていただくと、真ん中に白い2階建ての家があるんですが、その右側が〇〇さんの買われた土地で、その並びの土地が238の土地になっております。ここも〇〇〇〇さんの土地で、もうずっと草刈りだけして、農地として利用はしてなかった土地なので、それで消火栓という看板があるんですが、そこから大体3メートル、4メートルぐらい下なんです。消火栓の右側が道路、それからその手前も道路で、その間は雑種地ということで、もう農業もできない。昔はもうここは竹やぶだったところなので、ほとんど利用価値のないところで、特定建築条件付土地ということで、建て売り住宅ということなので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
239号、安曇、齋藤委員、お願いします。

齋藤農業委員 16ページお願いします。25日に現地確認に行ってきました。16ページ、国道カーブしております。この国道と事務所と住宅地に囲まれた耕作してない畑であります。丸の中に空き地のように見える絵がありますが、これは建設事務所の屋根です。したがって、駐車場が国道へ取られて非常に狭い、そういう土地でありまして、申請地等含めて、新築、改築工事。新築ですね。新築工事をしたいということでもあります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、240、241と塩原至委員、続けてお願いします。

塩原（至）農業委員 240号につきまして、〇〇さんという方は〇〇さんの息子さんでございます。今、塩尻のほうでアパート暮らしということで、お子さんも2人いまして、親も結構年取ってきたもんですから、親を見るためにも近くに住所を構えたいということで探していたところ、親のすぐ裏の田んぼに建ててもいいということ言われたみたいで、周りを見ても、写真で見ますと、17ページ、木のあるほうが親のうちはあります。その裏側ということで、周り見ても、宅地が結構多く広がっておりますので、別に問題ないかと思えます。

それで、次、241なんですけれども、先ほど233号で話した〇〇さんの隣のところでございます。18ページを見ていただきまして、右側が作業場ということで、申請の〇〇さんであります。平成26年のときに建

てまして、この白く囲ってあるところなんですけれども、段差の高さがなから奥は5メートルぐらいありますかね。そうすると、やはり〇〇さんの土地の土が崩れるということで、フェンスを築いたということでもあります。ただ、〇〇さんが農地法の申請をしたら、そこは農地だと。ちょっと4.48平米ばかり〇〇さんの土地に斜めにフェンスを造ったということで、2人の話で、手前のところに〇〇さんの雑種地がございまして、それと交換したらどうかという話はできておるみたいなんですけれども、やはり違反転用ということでありまして、このフェンスを壊すにはお金もかかるし、もう一回土を盛り上げなきゃいけないということでもありますので、追認で仕方ないかなと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた委員のご意見を伺うわけですが、234から236までを塩原秀俊委員、237以降を細江委員に順次お願いいたします。

塩原（秀）農業委員 234の駐車場の関係ですけれども、建物を建てないということですし、周りの農地のほうには影響がないと思うので、やむないと思います。

それから、235号なんですけれども、これももう既にこの申請されているところの隣は砂利を採取しているところでありまして、そこが拡大してくるだけですし、またここも一時転用ということなので、問題はないと思います。

それから、236号ですけれども、これは先ほどから話の出ているところで、231号の隣になるし、長男の方の後継者の別宅ということなので、問題はないと思います。

以上です。

細江農業委員

237ですけれども、先ほど地元の委員から説明がありましたとおり、別に問題ないということです。

238号ですけれども、これも先ほど地元の委員から説明がありましたとおりです。問題ないと思います。

239号ですけれども、これも事務所、写真見て分かるように、事務所の手狭なところ、手狭なものですから、そんな感じで、拡張ということで、問題ないと思います。

240号ですけれども、住宅ということで、行ったときに父親の人、土蔵の整理をしていましたところ、そこを歩いて裏のところに住宅を建てるとということで、問題はないと思います。

241号ですけれども、これも本当の狭いところなんで、追認ということで、問題ないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、全ての委員の皆様にお伺いしますが、この案件に対しまして、質問、意見等ある方はお出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、8件について集約いたします。

農業委員の方に伺いますが、議案第234号から241号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することを決定いたします。

続きまして、議案第242号から245号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

農業委員会事務局の麻生です。

着座にて失礼いたします。

総会資料9ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第242号、並柳1丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第243号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

めくっていただきまして、議案第244号、岡田にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第245号、梓川梓にお住まいの〇〇〇さんが承認を受けるものです。こちら、後ほど事務局から説明させていただきます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

242号、小林委員、お願いします。

小林農業委員

大きい敷地の中の一部でございました。きれいに整地をされて、この時期ですので整理をされていて、問題ないということで確認してきました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

243号、河野委員。

河西農業委員

243号、今回の証明願に係る農地については、市街化区域内の自宅の道を挟んだ南側の農地であります。一部ブドウを植えたんですが、まだしっかり枝が張れてないというような状況で、今、伸びている途中ということでもありますけれども、全体としては農地として管理しているなということが分かる案件でございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、244、中條委員、お願いします。

中條農業委員

244の〇〇さんですが、左から言いますと、地図が21ページにあるんですが、伊深の〇〇〇というのが右の上の丸です。自家用の野菜を作っておりました。

それと、〇〇〇がその左側の長い丸のところで、254号線の上のところですが、そこは田んぼで耕作しておりました。

それから、〇〇〇-〇は、右の細長い丸のところですが、これは小さな面積で、ほかの田んぼと一緒に、1枚の田んぼとして耕作しております。

それから、〇〇〇と〇〇〇-〇ですが、ここは左側の丸い丸の上のほうですが、〇〇〇〇さんがソバを作っておりました。

それから、その下、2筆あるんですが、〇〇〇-〇と〇〇〇-〇ですが、これは畑としてきれいに耕してあって、問題ないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

じゃ、245、事務局から概略お願いします。

麻生主任

倉科委員現地確認結果について、代わってお伝えします。

〇〇〇さんの証明ですが、梓川〇〇〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇の4筆は水稻後で耕運済み。〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇の3筆はブルーベリーなどの果樹、〇〇〇〇-〇以下の合わせて7筆はリンゴがそれぞれ作付されており、適正に管理されているとのことで状況を確認していただきました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、この案件、何か委員の皆様で質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認4件について一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第242号から245号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、承認されました。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局からの報告事項アからオについて一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料12ページからご覧ください。

12ページ、非農地証明交付状況の件、2件、13ページから16ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、24件、17ページから19ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、27件、こちらで資料の訂正についておわびを申し上げます。18ページ、185番の前所有者名ですが、〇〇〇〇〇さんとありますが、正しくは〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇に〇〇〇、〇〇〇〇で〇〇〇〇さんとなります。内容に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。

続きまして、20ページから21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、8件、続いて22ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2件。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

訂正箇所は18ページの185番、両方〇〇〇〇〇さんになっていますが、前所有者の項目の中のそれが〇〇〇〇〇さんではなくて、〇〇〇〇さんという理解でよろしい。はい。

以上、報告事項を申し上げました。

質問、意見等ありましたら、委員の皆様お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

再開はおおむね3時10分再開いたしますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

(休 憩)

議 長

それでは、再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

初めに、議案第246号 令和5年農地賃貸借料に関する情報提供についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。

早速ですけれども、総会資料の23ページ、24ページをご覧ください。

議案第246号 令和5年農地賃貸借料に関する情報提供でございます。

要旨としましては、農地法52条に、農業委員会等に関する法律の中で、1年間賃貸借の契約締結された農地の情報を整理したものをホームページで掲載するというようなものがございますので、それに基づいて、窓口とホームページで賃貸借料の情報を提供しているものです。

提供するものは、具体的に24ページのペラっとした1枚の表を窓口で提供したり、ホームページに掲載します。

24ページの表は、令和5年の1月から12月までの1年間に設定された利用権の中から、使用貸借と物納を除きまして、賃貸借された筆を対象に、10アール当たり幾らかというようなものを取りまとめたものになっていて、田、畑、樹園地について、それぞれ分けて算出しています。

さらに、地区は四賀、安曇、奈川、梓川、波田地区とそれ以外の松本市ということで分けています。

件数が5件以下だった場合は、提供する情報がないということで、斜線を付して表現しております。

また、梓川地区ですと4万円、それ以外の地区は3万円を上減にして、これを超えた値で賃貸借されたものは、上限値に変更して平均額、最高額、最低額として表記してあります。

この数年、この議案に対しては、委員の皆さんからそれぞれお立場ある中でご意見頂戴しておりまして、例えば維持管理費を借手と貸手どっちが負担するのかとか、平場と中山間地域で一緒に捉えることが適切なのかとか、いろいろな意見を頂戴しているものです。課題をたくさん含んでいることは承知しているんですけれども、事務局としても、そうはいつでも広く一般的に情報提供しなくてはいけないものですから、このような形で提供することについてご理解いただければ幸いです。

ここにありませんけれども、自分の地区の分だけで出してほしいとか、青地で１０アールで水田で絞ってほしいというようなこと、ご意見ありましたら、対応できますので、ぜひ個別にご要望いただければと思います。

簡単ですけれども、賃貸借料の情報提供については以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただいま田中主事のほうから内容説明がありました。

注の２のところがやっぱり肝だと思えますけれども、せんだって上條委員からも水利の関係とか、その実情、租税公課はどうするか、いろいろ課題は百万くらいあるんですが、我々の提供の内容の数字、現状こういところであるということで把握していただいて、これが著しく実情に合わないということがあったら、お出し願うとして、お願いしたいと思えます。

じゃ、上條委員。

上條農業委員

近々、中信平土地改良区管内、おおむね１万町歩ありますけれども、その間で、範囲は塩尻桔梗ヶ原から穂高までですけれども、国営３件始まります。第１期が１８３億円、１８０億円で、３６３億円。農政課は分かっていると思うけれども、ここに反映されていけませんので、今、改良区は、前回の国営２期のときには、１０アール１，０００円ずつずっと１０年間ためて、実質１６２億円の事業をやったわけですが、桁が違います。

それから、上がることは、下がることはありません。これからみんな物価上がる。大体我々の想定では、倍ぐらい少なくともなるだろうと、少なくともなる。３００億円が６００億円になるだろう。

全ての事業、お願いする事業が国営になると、県と市合わせて一般の我々の分担分は１割切りますけれども、膨大な事業が今、確実に決定されましたんで、長野県では唯一、この地区のこの国営事業が採択されましたので、大変よかったなど。県営事業とかそういうの、団体営とかじゃなくてよかったな。それだけで農業委員会の人たちが地元へ帰ったら、梓川も含めて、理事の人たち、このことは徹底して住民に伝えなきゃいけないということでありますので、この場を借りてお願いしたいと思えます。

それで、ここに、後日具体的になれば、反映させないと、今の、どうなっちゃうか分からないというか、どっちが払うかという問題ありますので、その辺もしっかり議論してほしいなというふうに思えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

一義的には土地改良区で対応していただくとして、客観的な情報の数字がまた正式に出て、どうかというのを我々も把握した中で、それぞれ取り組むとか、その啓蒙とか、それのお手伝いをしていかなきゃいけないという感じをします。

この案件に対して何かご質問、ご意見等ありましたら、全ての委員の皆さん。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
じゃ、それではご意見等ないようですので、農業委員の方に伺います。
この案件について承認される方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
次に、協議事項に移りまして、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（非農地判断済土地の農用地区域からの除外）を議題といたします。
農政課から説明をお願いいたします。
望月主査。

望月（農政課）主査 お疲れさまでございます。農政課、望月と申します。
協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（非農地判断済土地の農用地区域からの除外）についてご説明させていただきます。
資料の25ページをご覧ください。
1番でございます。要旨につきまして、山林、原野化による非農地判断により農業委員会の土地台帳から登録除外された農用地区域に該当している土地、こちら、いわゆる青地農地の部分になりますけれども、こちらにつきまして、農用地区域からの除外を行うというものでございます。
山林、原野化している青地につきましては、令和3年の農業振興地域制度に関するガイドラインの一部改正に伴い、昨年度より随時見直しで除外をしております。

議長 お座りください。

望月（農政課）主査 すみません、失礼いたします。じゃ、着座で失礼いたします。
続きまして、2番、変更案の概要になります。
平成30年度から農業委員会の実施する非農地判断対象地に青地が含まれるようになったため、平成30年度から令和2年度まで及び令和4年度に非農地判断された青地農地のうち、除外に対する土地所有者の同意が得られている957筆、59万1,691.86平米について、除外手続を進めることといたします。
なお、令和3年度非農地判断分につきましては、昨年度協議を行ってまいりまして、既に除外済みとなっております。
3番、除外対象地につきましては、資料の26ページから40ページにありますとおりとなっておりますので、またご覧いただけたらと思います。

4番、今後の予定ですが、令和6年2月の松本市農業振興地域整備促進等協議会において協議を行いまして、2月から県との事前協議を行います。その後は、ほかの変更案件との兼ね合いにもよりますが、早ければ3月、公告、縦覧を行い、6月頃に完了公告を行う予定となっております。

なお、今後の協議の状況により、除外対象地に変更が生じる場合がございます。

以上、該当地を農用地区域から除外することについて、ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑を行います。

委員の皆様からご質問、ご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。
中川委員。

中川農業委員

すみません、確認です。957筆ということでしたが、非農地判断した青地農地のうち、除外に同意した方が合計が957。ということは、逆に非農地判断した人だけでも、非農地判断に同意はしたけれども、除外に同意しなかった人というのはいないということですよね。いますか。

議 長

望月さん。

望月（農政課）主査 非農地判断されたけれども、除外に同意されなかった方も若干名いらっしゃいます。ちょっとすみません、今、正確な数字をちょっと持ち合わせてないんですけども。

中川農業委員

いるってことですよね。いますね。

望月（農政課）主査 います、はい。

中川農業委員

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、じゃ非農地判断して、農地台帳から抹消されました。にもかかわらず、青地として残っていることってというのは非常に不自然だと思うんですよね。違うかな。分からないんですが、この同意書の書き方の何かフローチャートみたいなものってありましたよね。まず、あなたはこの当該農地を非農地判断しますが、同意しますかというのがあって、同意します人は次の質問に教えてくださいという中で、この農地。青地です。青地を除外することに同意しますかという二段構えになっているじゃないですか。そのことが私、ちょっとどうなのかなって実は思っているんですよね。

非農地判断すると同時に、あなたのところは青地だから、これを除外しますよという同時に同意を得ないと、非農地判断をしたにもかかわらず、青地として残るという可能性が残るじゃないですか。そのことが私、どうな

のかなって実は思っているんですが、この辺いかがでしょうか。

議 長 じゃ、望月さん。

望月（農政課）主査 基本的には、農地について、非農地判断については、農地法という法律に基づいて判断しているものになります。青地については、農業振興地域の整備に関する法律という、また別の法律で対応しているということになりますので、当然そこはイコールではない以上、別になる可能性もありますし、農振法のいわゆる青地というのは、将来にわたってというところがございますので、現在農地でなくても、将来的にも耕作をする可能性がある、意思があるという土地に関しましては、青地のまま残っているという可能性もあるということになるかと思います。

中川農業委員 まあ、分かりました。

議 長 基本的には、最終的な手続は地主がやるんでいいよね。非農地判断、我々がしたとしても、どうしてもこれは青地で残してくれと言え、残さざるを得ないということですよね。
 じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員 今の話に多分関連するんだと思うんですが、私、農地パトロールしていて、不自然だなというふうにいつも感じながら、もっと具体的に言うと、〇〇〇〇〇〇というゴルフ場があるんですよね、〇〇地区の中にゴルフ場が。そのゴルフ場の中に畑や田んぼが今もって残っている。残っているって、地図の上ですよ。これはもうゴルフ場できて40年もたっているんですけども、そういう状態であったということは、もともとの地主さんが、結局手続の変更とか、そういうことをしないまま残っているという理解でいいんですか。
 ただですね、多分ゴルフ場を〇〇〇〇かどこかが造ったと思うんですけども、ほとんど買い上げているはずなんですよね、農地を。だけれども、それはやっぱりそういう非農地にするという手続をしないまま来ているから、今もってそういう状態になっているということなんでしょうか。

議 長 じゃ、川村補佐。

川村局長補佐 農振のほうはさておいてなんですけれども、おっしゃるとおり、こちらのほうでも把握しております。現在、県のほうと、転用過去にあったのかどうかというのを調査しております。あわせて、線引き後のものについては、当然開発行為というのが出ているはずですので、そちらも併せて確認しているんですが、今、その辺が合致しないところが若干ありまして、もうちょっとお時間いただく中で、県のほうとも併せて調整していきたいというふうに農地法のほうでは考えております。

議 長

そういうことです。

個々の事例は、それぞれ当然矛盾したところが大変あると思いますが、今は基本的にはこういう過程の中で、農振の中での線引きして、伺って、フローの中で非農地できますよっていうことのデータの蓄積ということだと思いますので。いいですか。分かったような、分からないような、解決できたような、できないような。

問題点は、基本的な手続上、今、皆さんに見ていただいて、その非農地判断した中での営みの中での数字、場所がこれってということです。そういうことだね。

望月（農政課）主査

はい。

議 長

それで、5日に松本市の農振がありますので、そこで正式決定。よろしいですか。

じゃ、こういうことですので、ないようですので、本件についてはご了承いただける皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

次に、協議事項のイ、松本農業振興地域整備計画の総合見直しについてを議題といたします。

農政課からの説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花（農政課）課長補佐 農政課の板花です。皆様、大変お世話になっております。

以後の説明は着座にて説明させていただきます。

資料につきましては41ページなんですけれども、本日机上に配付いたしました資料が3つありまして、ご確認を願います。

1つは、このA3の大きさの地図といいますか、今回除外するところの分布図というか、箇所図というか、そういったもの。それから、この農用地利用計画見直し候補地地番一覧という地番がいっぱい載っている全40ページのもの。それから、もう一つは、A4の横のマスタープランの変更案、前回協議を踏まえた修正点というふうに書いてあるもの、それが本日配付いたしました資料で、これをご確認願います。

それでは、最初、41ページから進めてまいります。

松本農業振興地域整備計画の総合見直しについてということで、趣旨にありますとおり、現在進めているというのは、現在は令和4年2月からスタートしておりますけれども、この農振整備計画の総合見直しに当たりまして、実は昨年夏、農業委員会のほうでは7月、市の農振協議会では昨年

の8月でしたが、予備協議をしておりました、今回2回目になります。それで、そのときにいただいたご意見を反映して、修正したマスタープランの変更案、そして農用地利用計画案を作成したので、ご意見を伺いたいという趣旨でございます。

経過にありますとおり、ただいま説明したとおりで、昨年の7月から8月に農業委員会並びに市の農振協議会で予備協議をしております。

3番、協議内容でございます、1つは、マスタープランの変更案につきまして、ご協議をいただきたいということ。マスタープランというのは、農用地区域の有効活用というか、農業振興を図るための施策の実施方針を文章化したものがマスタープランです。

そして、(2)のほうが農用地利用計画変更案ということで、これがですね、変更という中身については、除外がほとんどになりますけれども、青地の登録変更、青地のリストから外すものということでございまして、今のところ、除外関係、1, 487筆、714ヘクタールって、前回、半年前にお示したときから23筆ほど少なくなっております、23筆減っているその理由は、県と同時並行で下協議をして、今、一筆一筆県と精査をしている中で、ちょっとこれは除外できないねってということで、協議が、協議というか、下協議の中でちょっと落ちてしまったもの、それからご本人へ意向調査をかけた結果、除外を望まないものについてありまして、それが23筆あって、前回から減って、1, 487筆ということでございます。

それで、次のページに、42ページに見直し候補地の集計表がありまして、地区別の集計、それから除外の事由別の集計ということでありますので、ご確認ください。

下のほうには軽微変更ということで5筆ほどございますけれども、お願いします。

それで、飛びまして、別冊に移りますけれども、見直し候補地の地番一覧というものがございまして、現在の状況ですが、その1, 487筆のリストでございます。①の旧市地区から始まって、丸21の波田地区まで、全40ページございまして、一筆一筆リスト化しております。

どういった事由で除外するかというようなことも頭のページに、法令不適当地だとか、孤立農地だとか、その他不適当地だとか、いろいろな事由で、対応する区分が記載したとおりでございますけれども、そんな形で、それを集計したものが42ページの集計表になってくるということでございます。

そして、図面のほうですが、A3大の図面、最初のページが総括表になっていまして、見たいページに移れるようになっております。

現状青地になっているところは、空色で薄く背景として塗ってございまして、除外候補に挙がっているところを、例えば法定不適当地だったら赤とか、孤立農地だったら黄色とか、そんな形で色分けをして表示してございます。

1筆ごとの地図というのは、昨年、地区の協議の段階で、一度地区の皆さま

んにはお示ししております、今回それをやろうとすると、厚さ10センチぐらいになってしまうもので、なかなかちょっとそこはできなかったんですが、除外箇所のイメージとして、この図面を俯瞰していただければ、全体として捉えていただければなというような感じになりますので、ざっとご覧いただければと思います。

それから、続きましてマスタープランの変更案ということで、こちらも別冊のA4サイズの横の資料でございます。

前回協議を踏まえた主な修正点ということでございまして、半年前、一度農業委員会で予備協議をした際、農業委員会の中ではご意見はなかったんですが、その後、市の農振協議会でご覧いただいた際に意見がございまして、その意見につきましては、一番左の列にあります。

最初、食料自給率の関係とかあって、農業者が置かれた状況や自給率を向上させる具体的な取組を記載するべきではないかというようなご意見をいただいて、真ん中に当初の変更案、半年前に予備協議したときの変更案、そしてご意見をいただいて、ご意見を反映して直した最新の変更案ということで、右のほうに記載してございます。

主食米の需要量を減少、それから資材価格等の上昇が経営の見通しを不透明にしているというようなこと、それからブロックローテーションの再構築、飼料用米など用途限定米穀の作付拡大などということで、あと畑地化促進事業の活用により野菜、果樹など高収益作物、畑作物への転換を進めというふうなところを追記して、記載を少し充実させたということでございます。

それから、次の2行目で、猿は広域的に移動するから、近隣自治体との連携が必要だというふうなご意見をいただいて、右のところに松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会という組織がございまして、こちらについて、文章として追記をいたしました。

1枚めくっていただいて、最初の行ですけれども、電気柵を越えて浸入する猿対策など、具体策を盛り込めないかというところで、最新の変更案、防護柵の補修資材の提供、あるいは地域の防護柵管理団体への被害防止に向けた支援、緩衝帯の整備等というようなところを追記してございます。

真ん中の行で、松枯れの進行が農用地保全に及ぼす影響ということで、森林対策を追記できないかというようなご意見をいただいております。こちらについては、新しく松枯れの関係の被害、それから伐採処理、あるいは被害木の有効活用、樹種転換など森林整備を推進しますというようなことで、追記、充実させていただきました。

それから、一番最後の農家子弟の関係、あるいは親元新規就農や新規就農、規模拡大に対する新たな支援策というふうなことで、令和4年度から始まっておりますスマート農業推進事業のことを入れております。

ということで、半年前の変更案と最新の変更案で、主にどこを変えたかというようなものが最初の1枚目、2枚目のところに記載してございまして、その後にマスタープランの新旧対照表ということで、左の列が現在。現在というのは、まだ変更をかける前の状況です。それから、右の列が最新の

変更案ということで記載した新旧対照表になっております。

ということで、こちらについては、来週の月曜日に予定されている市の農振協議会にも諮りまして、また最終的な意見を求める予定でございすけれども、本日農業委員会のほうでご確認をいただきまして、内容についてご確認いただければということでお示しをしたところでございます。

41ページの一番下のところです。

4番目、今後の予定ということですが、ちょっと抜けておりますけれども、来週の月曜日に市の農振協議会に意見を照会するというようなところがまずあるんですが、その後、県と事前協議、これは今、なから終わった下協議の次の段階として、県との事前協議が3月以降、それから変更計画の公告・縦覧・異議申立てが7月以降、それから県知事との本協議が8月以降、そして最終的に完了公告は10月以降というような予定で今後進めてまいります。

といった形で、本日ご確認いただきたいのは、そのマスタープランの変更案ですね。前回、半年前に協議して、ご意見いただいた上で直した最新の変更案、こちらについてご意見いただきたい。

それから、もう一個は、農用地利用計画案、いわゆる青地から外すところ、こちらについては地区で、地区協議の段階で詳細なものは一度示して、ご意見はいただいているわけですが、全体としての状況を改めてご提示しまして、ご確認をいただきたいと、こういった趣旨で、2つにつきましてご意見を賜りたいという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

過去の検討した経過もありますけれども、それを踏まえまして、2点、マスタープランの変更と農用地利用計画案の変更、これについて提示されました。

今、これからの営みについても説明あったわけですが、じゃ、まずマスタープランの変更案から協議します。

全ての委員の皆様から質問や意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

中川委員。

中川農業委員

すみません、この20ページですね。私、どっちがいいのか分からないので……

議 長

マスタープランのほうの。

中川農業委員

このマスタープランのこっち。

当初の変更案と最新の変更案のところではなくて、新旧対照表がずっとあって、その20ページなんですけど、20ページのこの変更案、最新の変更案、第3、農用地等の保全計画というのがあって、これ、20ページです

よね。この下線が引いてあるところで、「本市では、担い手の高齢化により農業者不足が進んでおり、各地区で策定した人・農地プラン」って書いてありますが、今、人・農地プランから地域計画ですよ。なので、このタイミング、これ、10月ですよ。たしかこの松本農業振興地域計画書というのが今年度の10月。この地域計画というのは来年の3月じゃないですか。どっちがいいのかなということになるんでしょうけれども、「各地区で作成している地域計画に従って」というほうが、ちょっと正しいのではないかなんていうことを思ったりするんですが、これ、意見です。よろしくお願いします。

議 長 後段のほうでも地域計画の件出てくるが、いいですか。
じゃ、板花さん。

板花（農政課）課長補佐 地域計画は本年度中に策定ということで、恐らく2月、3月……

議 長 来年度。

板花（農政課）課長補佐 ああ、来年。来年か。

議 長 来年度、はい。

板花（農政課）課長補佐 そうですね、まだ現時点で地域計画という形のものが松本市において出来上がったということではないんですが、地域計画という言葉は、連携を図ってということでご意見をいただいております、この中で全部で5か所地域計画という言葉が出てきていまして、リンクはしっかりと取っているつもりなんです、ここで中川委員がおっしゃっている2行目ですか。「各地区で策定した人・農地プランに従って」というのは、既存の今動いている人・農地プランのことを取りあえず書いたということになります。

県との下協議がもう間もなくという、県との事前協議等始まりまして、年度末ぐらいに始まりまして、そういった時間軸の中で、こんな書き方になるのかなというふうに考えております。

中川農業委員 承知しました。

議 長 ほかに。
じゃ、柳澤委員。

柳澤農業委員 このマスタープランの変更案の2枚目ですね。本郷地区の山の中に行くと、松枯れがいつも気にはなっているんですけども、確かに去年あたりから赤松の林を伐採している様子はあるんですけども、ただ、要は伐採しているところが、何か計画的に伐採されているというよりは、何か離散的に

伐採されていて、ここには確かに「一部の森林では、水源涵養や土石の流出防止など」についてっていう、そういったところも考慮しながらやっているように書いてはあるんですけども、どうもその辺の赤松の伐採する計画というか、考え方というか、その辺がよく分からないなと思って見ているんですよ。

それと、あと、結局、被害木の有効活用、樹種転換って書いてあるんですけども、やはり険しいところっていうのは、結局その場に切り倒していくだけで、それが有効に活用されている状況は何かほとんど見えないなという感じはしているし、それから樹脂転換も、積極的に広葉樹を植林するというよりも、結局、赤松を切り倒した後、自然発生的に広葉樹が生えてきているような気がするんですよ。

ですから、そこら辺は何か計画的にやっているのかどうかというのはよく見えない。

あるいは、そういう情報というのは、どこにアクセスすれば情報を得られるのか、もし分かったら教えてください。

議 長

いい、板花補佐。

板花補佐。

板花（農政課）課長補佐 ご指摘の部分に関しましては、今回、本庁にはないんですが、西部のほうにあります森林環境課に全部見ていただいたんですね。里山の松枯れの関係の意見が出たけれども、どうなのっていうことで、確認をいただく中で、確かに「多くの森林では広葉樹などに自然に遷移していきますが」という表現、向こうで、森林環境課で作った文章なんですけれども、認識としては、自然に遷移していくんだということでございます。

ただ、一部の森林では、「農用地に及ぼす影響が少なくないために、保全対策を検討した上で、伐採処理、被害木の有効活用、樹種転換などを推進します」という、こういった、文章表現としては、こういった表現に落ち着いたということで、森林環境課のほうでそこは意見というか、森林環境課のほうでこういった記載がありまして、私のほうとしても、よくよく吟味して、これが文章として書ける最大限のことなのかなというふうに理解して、今回提示させていただいたところでございます。

柳澤農業委員

ちょっとローカルなことを言うと、例えば本郷地区で、岡田のほうはかなり計画的に赤松を伐採して、今、かなりそこのところは広葉樹に替わってきているんですけども、その先の稲倉地区というのは、ほとんど枯れた松は物すごく目立っていて、そこが伐採されている様子もないという状況なんですよ。

ですから、そういうところ、ですから一方で鳥獣被害を防止するためのいわゆる鹿柵の管理を地域の人たちはしているんですけども、結構稲倉地区なんかは、毎月というくらい松が倒れて防護柵を傷めるもんですから、地域の人たちがその修繕に当たっているというような状況があるんですよ。

ね。

ですから、防護柵の延長線上にある赤松なんかは、全部とにかく切っていた方がいいと思うんですが、意見としてはですよ。もうちょっと張り切りがつかないかという気がしているんですけども、そこら辺の伐採する考え方というか、計画というのがよく分からない。

議長 いい、板花補佐。
 板花補佐。

板花（農政課）課長補佐 予防的に防護柵を設置した地域につきまして、順次状況を確認して、また伐採を実施するというような事業を令和6年度から実施するような予定もなくはないものですから、一歩進めて、防護柵を壊しそうな倒れそうな被害木は、先んじて伐採するというようなこともこれから進めていかなければいけないし、6年度からそのようなことをやる予定も今のところあるものですから、また担当につなぎながら、ご意見としてつなぎながら、事業が進められるように庁内で横の連携を図っていききたいなというふうに思っております。

議長 じゃ、久保委員。

久保農業委員 四賀の農業委員になりましたから、強制的に四賀の松枯れ対策の協議会の会長にさせられていますので、おっしゃるとおり、梓川にある森林環境の部長とか課長とかの方々と年に何回か打合せをしておりますが、これ、板花さん、直接横の連携ってとおりであって、直接農政であまり四の五の言うことじゃないですよ。あまり板花さんにいろいろ質問すると、かえって失礼かなと思って私はいるんですけども。

要するに、梓川なら、森林環境と私は協議しているんですよ。どのようにするのか。樹幹注入して、あと地滑りか何かのために、1平米だか、何十本あるうちの何本だけ樹幹注入して、何とか余命を少し延ばそうかというような方法しかないだろうと。それで、あとは伐採、今、伐採してほしいって柳澤さんもおっしゃるようなことあるけれども、それははっきり言ってやるかやらないかって、予算がどのくらいついたかどうかという話も聞いていますんで、あまりにもこれ、板花さんをちょっといじめても申し訳ないかなとは思っているんですが。

議長 基本的に、いじめるとか、いじめじゃないで、基本的にはプランだから、松本市はこういうことでやりたいと。それで、我々のスタンスとしては、こういうふうにプラン書いてあるじゃないかと。それで、農政とかそれは、今どういうふうに進んで、どうも気に入らんと言えないが、これとは筋が違うじゃないかというものが農業基本法、松本市における農業基本法だと思うんだよ。それをこの機会に提示されていたから、その後の営みで、それぞれ今、お二方おっしゃったとおりのそういうアプローチをそれぞれし

ながら、地域の課題解決していくってというようなスタンスの中のこの議案の提案だというふうに理解しているんだね。いい、板花補佐、そういうことで。

板花（農政課）課長補佐　そうですね。マスタープランは農振農用地を有効に活用していくための計画という位置づけですので、その中に森林対策が入ってくるということで、関わりは大いにあると思いますので、そういう中で、文章として書き込める部分はしっかり書いていきたいなと思います。

議　　長　　そういうことで、そういうことっていえば……、じゃ中川さん、手短にお願いします。

中川農業委員　申し訳ありません。
今、農業基本法というお話が出ましたけれども、今、国会で食料・農業・農村基本法改正されるというふうなことで、審議しています。そうすると、農業の在り方とか、農村の在り方とか、そんなところまで突っ込んで、何かしらの新しい理念みたいなものが多分出てくるような気がするんですよね。

今、この松本市、このマスタープランというのは、松本の農業基本法という言葉が出ましたけれども、じゃ新しく改正されるこの食料・農業・農村基本法の何かしらの新しい理念がこっちに落とし込まれているのかどうか。これはもう時間軸になるけれども、その辺をご考慮いただいているというのであれば、その辺をちょっと一言伺いたいなということです。

議　　長　　いい。
板花補佐。

板花（農政課）課長補佐　今、市の計画も、農政の計画もいろいろとありまして、例えば松本市の農林業振興計画というようなものがありますよね。それから、鳥獣被害防止計画とか、農業経営基盤強化に関する基本的な構想とか、今やっている地域計画とかあります。この農振計画のマスタープランというのは、土地利用の方針に関する総合計画というふうなことに位置づけられるかと思います。

それで、国会審議がこれから始まるというところで、農業基本法の基本的な理念というふうなところは当然出てくるかとは思いますが、そうですね、時間軸の関係からいくと、県とのもう事前協議の段階で、これを出していかなきゃいけないもんですから、取りあえずはこれで出させていただく中で、後でちょっとまた変更が必要になれば、また県との協議の中で、また見直しを、微修正をするというところはもしかしたらあるかもしれないということでご了承ください。

議　　長　　よろしいですかね。そういうことでご理解願えますかね。

ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
じゃ、ないようですので、集約いたします。
採決については農業委員の方を対象にいたしますが、了承いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ということで、承認いただきました。
続きまして、農用地利用計画の変更案についてを議題といたしますけれども、何か推進委員の方も含めましてご意見、ご質問等あったら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、なければ、農用地利用計画の変更案については、了承すると集約したいと思います。承認していただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件についてはただいまのとおり集約いたします。
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局より報告していただきます。
局長。

村山局長 ただいまの協議結果について報告いたします。
マスタープランの変更案と農用地利用計画変更案は、共に了承すると集約しました。
以上です。

議長 ただいま事務局長から報告された集約で異議ありませんか。

[異議なし]

議長 異議なしと認め、協議事項イ、松本農業振興地域整備計画の総合見直しについては、以上のとおり農業委員会の意見として決定いたしました。
次に、協議事項ウ、令和5年度利用意向調査結果についてを議題といたし

ます。

事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。お願いします。

早速、43ページお願いいたします。

総会資料43ページ、令和5年度利用意向調査に基づく対応について説明いたします。

要旨としましては、昨年に実施していただいた利用状況調査の後に、再生利用が可能な荒廃農地の所有者の方を選定しまして、耕作者に対して利用意向調査を実施しましたので、回答結果のご報告と今後の対応について協議をお願いするものです。

早速、3番の結果ですけれども、今年は84件、125筆、9.5ヘクタールに対して利用意向の回答をお願いしたところ、50件、68筆、6ヘクタールから回答をいただくことができました。筆数で見た回答率は54.4%となっております。

回答の内容としては、中間管理事業の利用が32筆、自ら利用権を設定するが1筆、自ら管理・耕作をしていくが19筆でした。

詳細は46ページ以降に掲載しております。

その他という選択肢もあったんですけれども、その他を選ばれた方の特記事項や郵便物が届かなかった方に関しては、郵便物返戻ということで、その他欄に添えてありますので、こちらをご確認いただければと思います。

1番、回答別今後の対応ですけれども、まず1番の農地中間管理事業を利用すると意思表示されたものに関しましては、この後、農地中間管理機構に土地の情報を提供します。機構が基準に適合すると判断したものは、機構と所有者の間で契約は進んでいきます。

2番で自ら利用権を設定すると答えた方に関しては、8月頃に我々のほうで契約の状況を確認します。

3番、自ら耕作をすると意思表示されたものに関しては、令和6年度の農地パトロールの際に上がってきた結果で、こちらで判断いたします。

4番で、6か月経過しても回答がない方、あとは自分で権利を設定する、自分で耕作すると回答したんですけれども、回答どおりに6か月後、農地の利用が促進されない場合に関しても、追加で農地中間管理機構に情報提供をして、使っていただけるかどうか検討していきたいと思います。

すみません、急ぎ足でしたが、5番の、すみません、これからのことということで、令和6年の利用状況調査について、ちょっとお話しさせていただきます。

農地パトロールが秋にようやく終わったなという記憶の新しいところで、大変恐縮なんですけれども、(1)番のスケジュールのところにもありますとおり、任期3年目に皆さん当たる今年は、7月末にはタブレットに完全入力済みというような形でパトロールが終わるといいなと思っております。2か月ほどちょっと早めに進めていきたいなと思っていますので、少

しでも早くちょっとパトロールを始めたいなという委員さんのために、今日からパトロールしていただけるように資料を提供してございます。お手元に当日配付資料の中に見慣れた要確認農地一覧というようなものをお配りしております。

2番の調査方法にもありますように、今年は、令和6年度は令和5年度からの変更点、ほとんどございませんので、やり方としましては、要確認農地一覧を参考に農地を回っていただいて、結果は原則タブレットの中に登録していただく。新たに見つけた遊休農地は、以前、梶原委員から要望いただいたんですが、システム改修できませんでしたので、紙に書いて報告していただきたいという内容になります。

(5)番、その他になりますけれども、こんな簡単な説明で、あとパトロールお願いしますねというわけにもいきませんので、例年のようなブロック別の研修は状況に応じてぜひやらせていただきたいなと思いますけれども、スケジュールを前倒しした関係で、ちょっと5月なんて忙しいよ、もっと別の時期にしてほしいというような要望等ございましたら、ぜひお知らせいただければと思います。

あとは、イですね。地区によっては、JAとか農家組合とかの組織で大々的にパトロールされているところございますので、今年はどのようにされるのかというふうなことを組織の方と早めにご相談いただければと思います。

最後に、ちょっとタブレットの使い勝手は相変わらずよくない状況ですので、利用に当たっては、私のほうで精いっぱいサポートさせていただきます。パトロールの同行なんかもさせていただきますので、またお答えがけしていただければと思います。

簡単ですけれども、今年度の利用意向調査の対応と令和6年度の利用状況調査について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

今、5年度の結果と6年度の取組の仕方について事務局から原案が提示されました。

全委員の皆さんにお伺いしますが、何か質問、意見等ありましたら、この機会ですので、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

じゃ、よろしいですかね。

そういうことで、また、前段の挨拶でも申し上げたんですが、それぞれ改選の時期を間近に控えておりますので、前倒しをぜひお願いして、スムーズな、また継続される方は継続してやっていくというようなことの中でお願いします。

それでは、全委員の方にお伺いします。本件についてご了承いただける皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

続きまして、報告事項のア、能登半島震災義援金の募集についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。よろしくお願いします。

総会資料５０ページをお願いします。

能登半島地震義援金の募集についてであります。

長野県農業会議より能登半島地震義援金の募集の協力について依頼がありましたので、報告をするものです。

義援金の目的は、１月１日から断続的に発生した石川県能登地方を震源とする地震により被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するためのものです。

義援金額は１人１，０００円とし、２月の委員報酬から天引きして、指定口座に送金したいと考えております。

こちら、５３ページが送金の口座になりますが、ゆうちょ銀行より送金する場合、手数料が１５２円かかるそうです。お１人１，０００円ずつ集めて、実際の送金金額は４万３，８４８円というふうな形で指定口座に送金したいというふうに考えております。

依頼分については、５１ページ以降になっております。

以上です。よろしくお願いします。

議 長

今、事務局から提案ありました。

それぞれ、寄附なんで、善意でそれぞれ対応すべきだと思いますが、組織として、そういうことで１，０００円を対応するということで、賛同いただければ、そういう方向で進みたいと思います。

手数料については、全体の中で払うということで、基本的には９９０になるのか、その辺は分かりませんが、松本市農業委員会として送るということを事務局から今言いましたが、いかがですか。質問、意見等ありましたら、お出しを願いたいと思います。

じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員

そうしますと、５２ページに何か納入通知書みたいなものがあるんですけども、これは特に今、出さなくてもいいということですね。農業委員会として一括してということですね。はい、分かりました。

議 長

じゃ、今ご質問あったとおりです。農業委員、松本市農業委員会として皆

さんから浄財を頂いて、それを能登へ行って、復興に役立ててもらおうという事です。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

じゃ、なければ、これ、了解しておいていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、続きまして報告事項のイ、主要会務報告並びに今後の予定についてを議題といたします。

草田係長。

草田係長

まず、主要会務報告です。

55ページをお願いします。

1月5日、JAあづみ年始の会に会長に出席していただきました。

18日には松本市議会経済懇談会に会長に出席していただきました。

続いて、資料56ページをご覧ください。

当面の予定です。

2月5日、先ほどもありましたが、松本市農業再生協議会と松本市農業振興地域整備促進等協議会が開催され、役員の方4名が出席の予定です。

2月9日、中信地区常設審議委員会ですが、場所と時間に変更があり、南木曽町役場の農業委員会室で午後3時半からになります。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

2月14日、農業活性化推進研修会が豊科公民館ホールで開催されます。会場へは各自で行っていただきますので、お願いいたします。

事前にお配りしました出欠表の日付が2月16日となっていました。2月14日ですので、申し訳ありません、間違いのないようお願いいたします。

2月16日、松塩筑安曇農業委員会協議会の先進地農業視察研修が高森町と松川町で開催され、協議会の代議員の方が出席される予定です。

2月20日に長野県農業委員会女性協議会研修会が飯島町で開催され、女性委員の方が出席される予定になっています。

2月29日、定例総会ですが、松南地区公民館の大会議室で開催されますので、お間違えのないようお願いいたします。

また、総会後に各委員会を開催される予定になっておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、会務報告と当面の予定について、今、事務局から説明がありました。

何かご質問、ご意見等ありましたら承ります。

[質問、意見なし]

議 長

では、僕のほうから、2月14日の松塩筑の関係なんですが、それぞれ担当の委員の方、それぞれご苦労いただいて、表彰された方を選出して、ありがとうございます。

また、その中、出てまいりますし、松本市の代表ということで、数多くの方が出ていただけたらと思いますし、そのときの講演会なんですが、一応長野市の青木保会長をお願いしてあります。我々組織としても研修会に行きましたけれども、青木会長、〇〇〇〇にいて、早期退職、〇〇歳かな、東京で単身赴任していたんですが、こっちへ帰ってきて、まず果樹の試験場、須坂で勉強して、それからうちへ入って、それで綿打のあの辺を何とかしなきゃいけないということで、説得して、ああいうふうな団地が今完成して、採取しています。もちろんそういう過程も大事なんですが、何か農業委員に対する前向きな対応が見れますし、生き方として、僕とやはりスタンスが違うし、その辺のこういう何か人生の中でのこういう農業の在り方、農業委員の在り方みたいなのも、何か常々コンタクトを取っているうちに感じますので、もし、そういうことで、その辺も含めまして、ぜひ皆さんにお勧めします。

それと、2月21日、役員会開催するんですが、主な内容につきましては、今年度の反省も踏まえまして、また次年度に、8月までの取組の対応が基本的になってまいります。その中でも、また皆さんにアンケートをお願いした卒業旅行の関係についても、役員の皆さんでちょっとそり合わせすると。それと、ずっと懇親会やっておりませんけれども、これが市長選の後がいいのか、3月の終わりがいいのか、4月の頭がいいのか、その辺含めて、ちょっと役員で協議させてもらって、また皆さんの意思疎通図りながら、また行っていきたいと思いますので、その辺も検討しますし、今日の市民タイムスですか。農業新聞もそうなんですが、奈川の〇〇〇〇ですね。大分その地域づくりに入って努力していただけておりますが、そのコンタクトも、農業委員会としても少しそり合わせというか、そういう話もしながら、我々、遊休荒廃地で解消するというんじゃなくて、それは金額的にそうなんですが、それを皆さんとそり合わせしながら、何か違った方法といいますか、そういう方面もできたらというふうな、そういうコンタクトの取り方についても、少し役員会で検討してもらいたいと思いますので、その辺もまた委員の皆さん、承知おきしていただいきたいと、主な内容をちょっと考えております。また事務局、また役員の皆さんと前向きな話をして、皆さんにおつなぎしていきたいと思いますので、ご協力お願いしたいと思います。

ずっと来ましたが、いいですかね。

会務報告とこれからの計画について、ぜひまた協力をお願いしたいと思います。

事務局から情報提供がありますので、お願いします。その他の項目です。
局長。

村山局長

事務局長、村山です。

今日、冒頭にお話しした資料の中で、横長の左肩1点留めで、〇〇〇〇の会社概要という、3枚ですかね、のものがああります。せっかくの機会なので、委員さん、推進委員の皆さんに情報提供ということで、ちょっとお伝えをしたいと思います。

県の農業振興課と、それから県の農業開発公社から、こちら、松本市の農政課のほうに情報提供ということであつたんですけれども、せっかくの情報なので、委員さん、それから推進委員さんのほうにもお伝えをしておくといかなということ、ちょっとこの場をお借りしてお願いしたいと思います。

この〇〇〇〇というところですが、長野県以外の県で、ここにあるのは梨とブドウですね。茨城で梨、千葉でブドウの栽培を行って、流通までやるという会社です。長野県にも参入をしたいということで、県庁のほうにお話があつたということで、希望しているものはブドウです。黒系の品種の生産を行いたいということで、今のこのレジュメの一番最後のページですが、想定スケジュールというところでもありますけれども、30町歩まで行く行くは広げていきたいということで、当面5町歩ぐらいから始めて、だんだん広げていきたい。それから、遊休農地も対象にしていくと。それから、平場ですが希望ですが、傾斜地での栽培ということも検討したいということで、ここにスケジュールが示されていますが、結構急に、急にといひますか、もう来年には起こしに入つて、26年にはもう定植に入りたいといひような、そういう希望でもって長野県の中でどこかありませんかといひことです。松本市のほうでもあればといひところ、

ブドウといひことになると、ちょっと限られてくるかもしれませんが、皆さん方の中で、ちょっと興味があつたり、うちの地区のほうでちょっとできるんじゃないかといひようなことがありましたら、またご連絡いただければ、詳しい説明にも行けるといひこと、

条件を全て満たさなくてのマッチングといひお話には向こうは乗ってくるので、少し協議があるし、幾らかこいひうのもあるといひような、こいひう段階でもお話をいただいてもいいかといひふに思つております。
以上です。

議 長

窓口は農政課、農業委員会。

村山局長

ですから、こちらに……

議 長

こいひうこと、何か興味持つ方、持たれた方を紹介するのは、事務局のほうへ言つていただければいいといひことです。

それと……

議 長

いいですか。
じゃ、草田係長。

草田係長

連絡事項をお願いします。

今日、色紙をお配りしました。地球温暖化と長野県の農業についてです。

地球温暖化が農業に与える影響について理解を深め、今後の農業について考えるということで、農政課が専門家を招いた講演会を企画しました。こちらは、先日、11月に提出した意見書が基になっているものであります。

日時は3月7日の木曜日、午後1時半から、場所は波田文化センターのアクトホールです。

専門家によるお話を伺える貴重な機会です。ぜひ農業委員、推進委員の皆様、出席をお願いします。

また、周りの農家の方々へもこの講演会の情報を伝えていただき、多くの方々の参加を促していただきたいと思います。5枚ほどチラシ、余分にお配りしてありますので、周知をお願いいたします。皆様のご協力をお願いします。

それと、弔慰見舞金申請書と一緒に今回配らせていただいております。

これまでどおり、新聞だとかお悔やみ欄だとかで確認できれば、特にこちらのほうから支給はしていきたいと思っておりますが、入院だとか、こちらの事務局で把握しづらい場合には、申請書を提出していただければ、その申請書をもって支給していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それと、今回冊子で農家相談の手引、タッチペンを配らせていただいております。今後の活動に使っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

農業農村支援センターの寺戸補佐は本日欠席ですので、本日お配りしました資料は各自ご覧ください。

本日配付しました追加資料等は、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せて欠席委員におつなぎいただけるとありがたく存じます。

農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

お車でお越しの方は、駐車場の無料処理は後ろのところにありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

お疲れさまです。

じゃ、そういうことで、これ、亡くなったとか、そんなこと言っちゃいけないが、そういうことはよくチェックはしているんですが、病気で入院されたとか、いろいろ慶弔規程あります。皆さん、共通にもしそういう事象が不幸にしてあったら、ぜひそこは遠慮なく事務局のほうへ、来週から入院する、また入院する予定だとか連絡していただければと思いますので、ぜひ、またちょっとお手数です。ちょっと言いにくいんですが、よろしくお願いいたします。

それと、あまり重なってもいけないが、草田係長おっしゃったとおり、去年の意見書の内容についても具体化されましたので、ぜひご参加をよろしくお願いします。

それでは、全体を通して何かありましたら、この機会、よろしくお願いします。

じゃ、上條さん。

上條農業委員

それでは、いつものようにですけれども、西のほうの山に、今、現状どのぐらいの水があるのかという話を、これ、しておきます。

雪は上高地で55センチです。この55センチというの、実感が湧かないと思いますけれども、去年に比べて、この55センチは86%。平年で見たら、62%きりありません。例年の雪の量に比べて62%しかありません。これ、東山も全部同じような数字でカウントしてくれていいと思います。

それから、奈川渡ダム、これは西のほうにすることですけれども、現在、貯水率が86.1%で、これは平年はこの時点で92.9%ありますけれども、ほぼ平年ということでもあります。

それから、今、梓川推計の流入量、毎秒13トン。これ、どういう数字かというと、この間まですごかったんですよ。18トンぐらい出ていまして、暖かかったんですね、冬がね。それで、出ていたんですけれども、今、山のほう、すごく寒くなって、平年どおりの大体水が、13トンですので、平年どおりの水の出方が、山から水が溶けたりしているということですね。そういうことでもあります。

それで、エルニーニョが3月をもって大体終了するということでもありますので、また平年になるわけですけれども、今、昨日も中信平の土地改良区で問題になったのは、果たして今年の春から夏にかけてどういう見通しであるかという、そのところなんですけれども、このまんま山の雪はどんどん解けてしまいます。東京電力とも話しても、解けてしまうということで、雪が山にありませんので、62%しかありませんので、夏、梅雨がちゃんとないと、大変なことになるということで、それも踏まえて、作付計画を慎重にやっていただきたいということでもあります。

それから、1つ、もう一つ、東京電力のほうから、悪い話ではないので、お伝えしておきますけれども、大正池が今、どんどん埋まっていますよね。八ヶ岳とかああいうのでね。その砂が波田の上のほうにたくさん運ばれてきております。鉄骨の資材として使えるようなものじゃなくて、本当にきれいな砂ですけれども、農業関係で、粘土質のところとかそういうところで使用する希望があれば、運ぶのは自分で運ばなきゃいけないですけれども、無料で配布するということを言われていますが、ぜひとも農業委員会で検討してもらいたいというふうには言われてきておりますので、以上であります。

議長

ありがとうございました。

そういうことで、土欲しい人、あるようだね。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。
以上で本日の案件は全て終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 1 1 番

議事録署名人 1 2 番
